

### 弔慰規約（昭和 51 年 4 月より）

第 1 条 正会員および特別会員、その他に必要なある場合、下記の通り弔慰の意を表すものとする。

第 2 条 会員が死亡した時 檜 1 対と祭祀科 10,000 円

2 会員の家族（配偶者・子供・両親）が死亡して、支部長に連絡があった時、弔電。

ただし、支部長が会長名にて弔慰を表し本部に報告する。

3 その他会長・副会長が協議の上必要と認めた時は、適当な処置をとる。

### 選挙規約（昭和 54 年 10 月より）

第 1 条 選挙の期日は 40 日前までに、これを告示しなければならない。

第 2 条 立候補しようとする者は、選挙の期日前 30 日までに文書をもって届出なければならない。

第 3 条 会員が他の会員を推薦しようとするときは、前条の日時までに、候補者の承諾書を添え、文書をもって会長に届出なければならない。

第 4 条 前 2 条の規定による届出文書には、候補者となるものの住所・氏名・病院名を記載し、署名・捺印しなければならない。ただし、推薦届出の場合においては、推薦届出者の病院名ならびに署名捺印を併記しなければならない。

第 5 条 会長は立候補届出を締切後、速かに代議員に通知しなければならない。